

## 城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取組状況および検証結果
前文	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	・大規模災害等の発生時における議会对応等を定めた城陽市議会業務継続計画を策定し、議会や議員の行動指針を明確にした。 引き続き、条文に従い、取り組む
第4条	・議員1人に1台貸与しているタブレット端末は、議員の調査・研究等の有効な手段として活用されるよう、使用の範囲・方法等を検討していく。 引き続き、条文に従い、取り組む
第5条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	・議案等の会議資料の提供については、ウェブ配信などを含め、より有効な広報手段を調査・研究していく ・参考人制度は、本条例に基づき、請願・陳情審査で実施しているが、市民参画や意見反映の場の充実のための効果的な活用について、さらに検討していく
第7条	・より多くの市民に参加してもらえる方策等については、引き続き検討する ・議会報告会実施要綱において、開催回数を毎年度2回以上と規定しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った。広聴機能のさらなる充実のため、大規模災害等発生時における議会報告会のあり方、開催方法等を検討していく ・議会報告会の実施結果の市民周知については、市議会だよりへの掲載のほか、参加者からのアンケート結果を市議会ホームページで公開した
第8条	・市議会だよりは、総ページ数を10ページから12ページに増やし、紙面の充実を図った。編集方法については、これまで以上に議員が主体性をもち関われる方法を幅広く検討していく ・本会議に加え、新たに委員会についても、インターネットで中継・録画放映を実施することとなった。より多くの方に視聴いただけるよう、市民等へ周知を図っていく
第9条	・採択請願については、市長に対し、その処理経過及び結果について、議会への報告を求めることとしているが、報告内容の市民への周知方法は、市議会だよりへの掲載などを含め、引き続き検討していく
第10条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	・条文の趣旨を受け、速やかに検討を始める
第12条	・条文に従い、これまでどおり取り組む 議会運営の効率化と議員の調査・研究基盤の充実を図るため、議事堂内をWi-Fi化した。会議資料のペーパーレス化等、議会のICT化の推進については引き続き検討する
第13条	・一般質問において、反問権が行使された事例はあるが、権利の趣旨を議員・執行部とも改めて認識することで、議論の論点・争点が明確化されることを期待する

条項	取組状況および検証結果
第14条	・条文を重んじ、より積極的に取り組む
第15条	・常任委員会については、委員会間の均衡を図るため、所管の見直しを含め、新たな議会構成の中で検討を加える ・効率的な審査を行うためにも、閉会中の委員会開催を積極的に進めていく ・委員会の市政懇談会は要綱を制定したが、開催事例はないため、各委員会において取り組みを進める
第16条	・議員研修会実施要綱において、一般研修の開催回数を毎年度1回以上と規定しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を見送ることとなった。大規模災害等発生時における研修会のあり方、開催方法等の検討を進める必要がある
第17条	・資料の充実と、系統的な整理・保管に向けて一層の取り組みが必要である ・タブレット端末へ法令、統計など各種データや調査研究に有用な情報を提供することを検討する ・利用上の規程が存在することを明確にするとともに、市民の利用を促進できる手法を検討する。
第18条	・調査、法務担当職員の充実強化は急務である ・研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる
第19条	・条文に従い、市民の代表として、これまでどおり取り組む
第20条	・適正な議員定数のあり方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第21条	・適正な議員報酬・期末手当のあり方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第22条	・現在、政務活動費の後払い精算方式を導入しているが、今後とも判例や社会情勢に応じて適宜、手引きの見直しを行い、引き続き適正な執行に努めていく
第23条	・市民の意見を的確に市政に反映させるために、不断の改革に努めることを改めて確認する
第24条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第25条	・条文に従い、これまでどおり取り組む。検証の方法については、引き続き検討していくとともに、検証の結果、検討すると判断したものについては、所管の会議において速やかに協議を開始する